

公正取引委員会審決集第63巻の印刷に係る仕様書

第1 要旨

公正取引委員会では、独占禁止法違反事件の未然防止を図る上で、当委員会の法運用の透明性を高めることが求められていることを踏まえて、当委員会から出された審決、決定、排除措置命令、課徴金納付命令、裁判所から出された独占禁止法関係の判決等（以下「審決等」という。）につき、これらを年度ごとにまとめて「審決集」を作成しています。

本件は、平成28年度に出された審決等を「公正取引委員会審決集第63巻」として印刷するものです。今回、審決集に載せる審決等は、別紙1のとおりです。

第2 業務内容

本件仕様は、以下のとおりです。

また、原稿支給から納品までのスケジュールは別紙2のとおりです。

1 審決集第63巻の規格・レイアウト等について

見本として、昨年度に作成した「公正取引委員会審決集第62巻」を貸与いたします。

第1回校正の前に、審決等それぞれにつき1つずつA4版のサンプルを作成してください。

文字の大きさについては、見本と同じにしてください（ただし、サンプル作成後に文字の大きさを変更する可能性もあります。）。

レイアウト等（頁番号の挿入を含む）の詳細については、受注業者決定後に打合せの上決定いたします（原則審決集第62巻のとおりとします。）。

2 納入冊数：215組

3 印刷について

審決、決定、排除措置命令、課徴金納付命令及び判決については、全て電子データ（Microsoft Word 及び Excel）となっております（フォントについては表1を参照。）。

表1 Microsoft Word での文字入力のフォント

題名		本文
「～に対する件」の部分	「(適用法条○条)」の部分	MS明朝，9ポイント
MSゴシック，20ポイント	MSゴシック，20ポイント	

4 外字について

- ・ 審決等には，一部外字を使っています。
- ・ 外字については，該当するフォルダの中に場所を示すファイル及び外字を紙でお渡しします。

5 使用用紙について

今回使用する用紙は以下のとおりです。

表紙 再生上質紙 A判 86.5kg

見返し 再生上質紙 A判 70.5kg

大扉 再生上質紙 A判 70.5kg

本文 再生上質紙 A判 35.0kg

中扉 色上質紙薄口（ブルー）

製本方法は無線綴じ（くるみ製本）です。

6 校正について

校正回数は少なくとも3回を予定しています。校正用原稿の提出の際には，校正作業の迅速化を図る観点から，一度に全部提出するのではなく，原稿が完成したのから項目ごとに提出していただいても結構です。

7 その他

- ・ 各項目の冒頭部分の扉については，青色の紙を使用してください（見本参照）。
- ・ 電子データの数及び罫線付きの表の数は，表3のとおりです。
- ・ 電子データはCD-Rにてお渡しいたします。電子データは，「目次」，「はしがき」，「審決」等といったように各項目ごとにフォルダを作成し，保存しています。
- ・ 最後の校正が終了した時点で納品まで（製本するのに）どれくらいの期間を要するのかを御教示ください。

第3 納入物品、納入期限及び納入場所について（詳細については別紙3）

1 納入物品

納入物品については、上記第2に準拠した形式で編集ができています。

2 納入期限

平成29年12月22日（金）

3 納入場所

公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室 188部

公正取引委員会事務総局北海道事務所 1部

公正取引委員会事務総局東北事務所 2部

公正取引委員会事務総局中部事務所 4部

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 5部

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 中国支所 2部

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 四国支所 1部

公正取引委員会事務総局九州事務所 4部

内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 1部

東京地方裁判所民事第8部 1部

東京高等裁判所第3特別部 4部

最高裁判所 2部（うち1部は図書館）

第4 貸与物品、貸与物品の返却期日及び貸与物品の受領・返却の確認について

1 貸与物品

- ・ 公正取引委員会審決集第62巻
- ・ 審決等の電子データ（CD-R）

2 貸与物品返却期日

納入物品の納品日

3 貸与物品の受領・返却の確認

受領者は、貸与物品の受領時に担当部局の職員の立会いの下に貸与物品の数量を確認してください。また、貸与物品の返却時についても同様とします。

第5 本件仕様に関する問い合わせ先

〒100-8987

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 中央合同庁舎第6号館B棟19階

公正取引委員会官房総務課審決訟務室

TEL 03 (3581) 5487 (直通)

FAX 03 (3581) 2025

担当 山本, 松原

表2 (概算)

項目及び目次番号		表題	頁数 (原稿ベース (A4))
目次			20
内表紙 (うち8頁は青紙)			9
はしがき			1
第1	1	審決	133
	2	排除措置命令	54
	3	課徴金納付命令	49
	4	課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する決定及び 課徴金納付命令を取り消す決定	3
第2	1	審決取消請求事件に関する判決・決定	118
	2	排除措置命令執行停止申立事件に関する決定	8
	3	独占禁止法第24条に基づく差止請求事件判決	21
	4	独占禁止法関係民事事件判決	12
	5	独占禁止法関係刑事事件判決	31
		合計	459

表3 電子データのファイル数及び罫線付き表の数（概算）

項目及び目次番号		表題	ファイル数	罫線付き表数
目次			1	8
表紙・内表紙（青紙）			10	なし
はしがき			1	なし
第1	1	審決	15	14
	2	排除措置命令	11	13
	3	課徴金納付命令	9	26
	4	課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する 決定及び課徴金納付命令を取り消す決定	1	2
第2	1	審決取消請求事件に関する判決・決定	6	2
	2	排除措置命令執行停止申立事件に関する決定	1	なし
	3	独占禁止法第24条に基づく差止請求事件判決	2	なし
	4	独占禁止法関係民事事件判決	1	3
	5	独占禁止法関係刑事事件	10	なし
		合計	68	68

審決集第63巻に載せる審決等(目次)

- 第1 審決・排除措置命令・課徴金納付命令・課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する決定及び課徴金納付命令を取り消す決定
- 1 審決(3件)
 - 2 排除措置命令(11件)
 - 3 課徴金納付命令(9件)
 - 4 課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する決定及び課徴金納付命令を取り消す決定(1件)
- 第2 判決
- 1 審決取消訴訟事件に関する判決・決定(6件)
 - 2 排除措置命令執行停止申立事件に関する決定(1件)
 - 3 独占禁止法第24条に基づく差止請求事件判決(2件)
 - 4 独占禁止法関係民事事件判決(1件)
 - 5 独占禁止法関係刑事事件判決(10件)

審決集第63巻作成のスケジュール

作成の時間的な流れといたしましてはこのようにしたいと考えています。下記の日程を目安に作業をお願いいたします。

- 1 平成29年9月19日(予定): 入稿
- 2 印刷会社での原稿作成(2週間)
- 3 当委員会で1回目の校正
- 4 印刷会社で当委員会の指摘した修正を反映(1週間)
- 5 当委員会で2回目の校正
- 6 印刷会社で当委員会の指摘した修正を反映(1週間)
- 7 当委員会で3回目の校正
- 8 印刷会社で当委員会の指摘した修正を反映(1週間)
- 9 平成29年12月22日: 納品

審決集第63巻の納入場所一覧

番号	納入場所	所在地	部数
1	公正取引委員会事務総局 官房総務課審決訟務室	〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟19階	188
2	公正取引委員会事務総局 北海道事務所 総務課	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎5階	1
3	公正取引委員会事務総局 東北事務所 総務課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎8階	2
4	公正取引委員会事務総局 中部事務所 総務課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館3階	4
5	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館10階	5
6	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 中国支所 総務課	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館10階	2
7	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 四国支所 総務課	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館8階 (注) 12月15日までに納入する場合は「高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎5階」(納入前に要確認)	1
8	公正取引委員会事務総局 九州事務所 総務課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館2階	4
9	内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	1

番号	納入場所	所在地	部数
10	東京地方裁判所 民事第8部	〒100-8920 東京都千代田区霞が関 1-1-4 裁判所合同庁舎	1
11	東京高等裁判所 第3特別部	〒100-8920 東京都千代田区霞が関 1-1-4 裁判所合同庁舎	4
12	最高裁判所	〒102-8651 東京都千代田区隼町 4-2	2 (※)
合計			215

※ うち1部は最高裁判所図書館に納入

公募型見積り合わせ「オープンカウンター」実施のお知らせ

公正取引委員会では、競争性の更なる向上等を目的として、平成29年1月以降、物品調達等の一部（少額案件）について、「オープンカウンター」を実施いたします。

オープンカウンターを実施する案件については、随時、公正取引委員会ホームページの「調達情報」及び官房総務課会計室カウンターにおいて、見積依頼書、仕様書等を公開します。

見積り合わせに参加しようとする者は、別添の「オープンカウンター参加説明書」及び公開する見積依頼書、仕様書等に従って、見積り合わせに御参加ください。

※「オープンカウンター」とは、少額の物品調達等の見積り合わせにおいて、発注者が見積りの相手方を特定することなく、調達内容、数量等を公開し、見積り合わせに参加を希望する者から見積書の提出を募り、契約の相手方を決定する方式をいいます。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係 電話 03-3581-5474（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

オープンカウンター参加説明書

1 対象案件

少額の物品購入、物品製造（印刷を含む。）及び役務の提供

2 対象案件の公開

対象案件の公開は、当委員会ホームページの掲載、官房総務課会計室内の掲示等により行う。公開する事項は、案件番号、案件名、数量、仕様書及びその他特記事項とする。

3 参加資格

見積り合わせに参加することができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」で、競争参加資格を有する者であること。ただし、競争参加資格を有しない者でも、過去の実績等により十分な履行能力が証明できる場合は、参加を認める場合もある。
- (2) 対象案件ごとに見積り合わせの参加に必要な資格を設定している場合は、当該資格を有する者であること。
- (3) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (4) 内閣府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

4 見積書の提出

- (1) 見積り合わせに参加する者は、当委員会ホームページ等で公開したオープンカウンター参加説明書、見積依頼書、仕様書等に従って、見積書を作成しなければならない。この場合において、見積依頼書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。なお、見積書提出後、これらについて不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 見積書の様式は任意（見積依頼書において、様式、記載方法等が示されている場合はそれによるものとする。）とするが、記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた合計金額とする。
- (3) 見積書は、支出負担行為担当官が示した日時までに提出しなければならない。
- (4) 見積書は、持参のほか、郵便により提出することができる。郵便により見積書を提出する場合は、封筒表に「見積書在中」と朱書きし、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

- (5) 見積書の写しをファクシミリ又は電子メールにより提出することで見積り合わせに参加することができる。見積書の写しをファクシミリ又は電子メールにより提出した者が契約の相手方に決定した場合には、見積書の原本を提出しなければならない。
- (6) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。
- (7) 見積書作成、提出等に係る費用は、全て見積り合わせに参加する者が負担する。
- (8) 見積書提出の際に、上記3(1)及び(2)の参加資格を持つことを証明する書類の写しを提出しなければならない。ただし、上記3(1)の参加資格を持つことを証明する書類の写しについては、同一年度においてオープンカウンター方式による調達に複数回参加する者は、2回目以後は提出する必要はない。

5 見積りの無効

次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 見積依頼書に示した見積り合わせの参加に必要な資格のない者が提出した見積書
- (2) 提出期限までに提出されなかった見積書
- (3) 記名押印を欠く見積書
- (4) 金額を訂正した見積書で、その訂正について訂正印のない見積書
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (6) 明らかに連合によると認められる見積書
- (7) 同一の案件について2通以上提出された見積書
- (8) 上記のほか、当委員会の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備せず提出された見積書

6 契約の相手方の決定

- (1) 見積り合わせは、原則、見積書提出期限の日に当委員会の契約事務に関係のない職員立会いの上、非公開で行い、有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を見積もった者を契約の相手方とする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格見積者が2者以上あるときは、くじ引きで決定する。くじ引きの日程は、当該見積者に電話等で速やかに通知し、参加することができない場合は、その者に代わって当委員会の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積り合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知するほか、当委員会ホームページにおいて、案件名、契約者名及び契約金額を公表する。
- (4) 契約の相手方を決定するために必要な場合は、見積り合わせに参加した者に対し、追加資料の提出を求めることがある。

7 契約の締結等

- (1) 契約の相手方に決定した者は、契約書の作成を要する場合においては、支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各

号に規定する行政機関の休日を含まない。)にこれを支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- (2) 契約の相手方に決定した者が前項に規定する期間内に記名押印した契約書の案を提出しないときは、当該者の見積りはその効力を失う。
- (3) 契約の相手方に決定した者が契約を結ばないときは、損害賠償の請求等を受けることがある。
- (4) 契約の相手方が正当な理由なく、業務を履行しない場合等、不正不誠実な行為をした場合には、契約の解除、損害賠償の請求等を受けることがある。

以 上

情報の保護に関する誓約書

〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、公正取引委員会（以下「甲」という。）から、平成 年 月 日に受託した「公正取引委員会審決集第 63 巻の印刷」を実施するに際しては、以下の 1 から 14 までの事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された情報その他知り得た情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 2 項に規定される「個人情報」を含む。以下「情報」という。）を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- 2 乙は、本契約に係る業務の実施における情報セキュリティ確保のための実施内容及び管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 3 乙は、本契約に係る業務の実施に当たり、乙若しくはその従業員、再委託先、又はその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 4 乙は、乙の資本関係・役員等の情報、本契約に係る業務の実施場所、業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を、甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 5 乙は、本契約に係る業務に携わる者の特定及び当該業務に携わる者が実施する具体的な情報セキュリティ対策の内容を含む情報セキュリティ対策の遵守方法、情報セキュリティ管理体制等に関する事項を、甲の求めに応じて書面で報告すること。また、変更があった場合には、甲の求めに応じて速やかに書面で報告すること。
- 6 乙は、甲と合意した、情報の受渡し方法や本契約に係る業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。
- 7 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けること。
- 8 乙は、情報を複製する場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けること。
- 9 乙は、情報の管理につき、定期的に検査を行うこと。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、情報の管理状況について質問し、資料の提供を求め、又は甲の職員に乙の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができること。

- 10 乙は、業務完了後は、甲の指示に従い、確実に、情報を返却し、又は抹消し、その旨を
書面で報告すること。
- 11 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供、貸与等された情報その他知り得た情報を
当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
- 12 乙は、情報の漏えい等の防止のため、適切な措置を採ることとし、情報の漏えい等の事
故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必
要に応じて措置を講じること。
- 13 甲は、乙が正当な理由無くこの契約の全部又は一部を履行しない場合、この契約の全部
又は一部を解除することができること。
- 14 乙は自己の従業員及び本件業務の遂行に関与する者についても、上記1から12までの
事項の遵守を徹底させること。

以上、遵守いたします。

〇〇株式会社

代表取締役

印